

○国土交通省告示第三百十七号

国土交通省告示第三百十七号（平成十九年四月十四日）は、国土交通省令第九十号（平成十九年四月十四日）の施行に伴い、自動車の点検及び整備に関する手引の全部を改正し、平成十九年四月十四日から施行する。この改正は、国土交通省令第九十号（平成十九年四月十四日）の施行に伴い、自動車の点検及び整備に関する手引の全部を改正し、平成十九年四月十四日から施行する。この改正は、国土交通省令第九十号（平成十九年四月十四日）の施行に伴い、自動車の点検及び整備に関する手引の全部を改正し、平成十九年四月十四日から施行する。

国土交通大臣 冬柴 鐵三

自動車の点検及び整備に関する手引

目次

- 1 はじめに
- 2 日常点検の実施の方法
- 3 定期点検の実施の方法
- 4 整備の実施の方法
- 5 その他

1 はじめに

我が国における自動車保有台数は約7,900万台に達し、まさに日々の生活と社会・経済活動に欠くことのできないものとなつています。また、近年、自動車は電子制御を用いた新技術の採用により益々高度化しており、より便利なものになっております。一方、交通事故や環境問題は依然として大きな社会問題になっており、安全で環境負荷の小さい車社会の確立が求められているところです。自動車は数多くの様々な部品で構成された機械であるため、使用に伴い、また時間の経過によって劣化・摩耗が進み、その構造や装置の性能が低下しますので、点検整備を怠れば、故障や排出ガスの増加、燃料の浪費等を招きかねません。例えば、タイヤの空気圧が不足すれば安全上のトラブルを引き起こすおそれがあるだけでなく、燃費の悪化にもつながります。自動車を常に良好な状態で使用するためには、ユーザーの皆さんが責任をもって常日頃から自動車の状態を把握し、適切に維持することが重要です。

点検整備の実施に当たり、ユーザーの皆さんは自動車の使用状況（走行距離や悪路、雪道などの使用環境）や構造・装置の種類に応じて、自動車メーカーなどが公表している点検整備の情報（自動車に備え付けられているいわゆるメンテナンスノートなど）を参考とし、必要があれば専門的な知識を有する技術者に相談するなどにより、各々の自動車にふさわしい適切な点検整備を実施することが求められています。また、点検整備に伴って不要となる使用済みバッテリー、廃タイヤなどの廃棄物については、それらの処理が可能な事業者等に依頼するなど適正に処理することも必要です。

この手引は、ユーザーの皆さん一人一人が自動車の点検整備についての理解を深め、使用する自動車に対して責任をもって「日常点検整備」及び「定期点検整備」を確実に実施していただくよう、一般的な自動車についてその標準的な使用を前提とした「日常点検」及び「定期点検」の実施方法並びにこれらの点検に伴い必要となる整備の実施方法の指針を示したものです。

今世紀にふさわしい、安全で環境負荷の小さい車社会が形成されるよう、ユーザーの皆さんがこの手引を積極的に活用され、自動車を安全かつ快適に使用することが期待されます。

(注) 1 この「手引」の中で用いる「日常点検」と「定期点検」の内容については、平成19年4月1日から施行される改正後の自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)の定めるところによつています。

2 この「手引」の中で用いる「大型車」とは、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいいます。

3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいいます。

4 この「手引」の中で用いる自動車の区分（「自家用乗用など」、「自家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。

対象となる主な自動車		自動車登録番号標又は車両番号標（例）	
		分類番号	塗色など
自家用乗用など	○ 自家用乗用自動車	○ 3、30～39、300～399、5、50～59、500～599、7、70～79、700～799	○ 白地に緑文字又は黄地に黒文字
	○ 貨物の運送の用に供する自家用の検査対象軽自動車	○ 40～49	○ 黄地に黒文字
	○ 特種の用途に供する自家用の検査対象軽自動車	○ 80～89	○ 黄地に黒文字
	○ 貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車	○ 40～49	○ 黒地に黄文字
	○ 二輪の小型自動車		
	○ 二輪の軽自動車		
自家用	○ 車両総重量が8トン未満の貨物の運送の用に供する自家用の普通自動車及び小型自動車	○ 1、10～19、100～199、4、40～49、400～499、6、60～69、600～699	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用の	○ 3、30～39、300～399、5、50～59、500～599、7、70～79、700	○ 白地に緑文字

貨物 な ど	普通自動車、小型自動車	～799	
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の特種の用途に供する自家用の普通自動車、小型自動車	○ 8、80～89、800～899	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の自家用の大型特殊自動車	○ 9、90～99、900～999、0、00～09、000～099	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下の乗用の普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車であるレンタカー	○ 3、30～39、300～399、5、50～59、500～599、7、70～79、700～799	○ 白地に緑文字又は黄地に黒文字であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○ 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	○ 40～49	○ 黄地に黒文字であって、平仮名文字が「わ」のもの
事業 用 な ど	○ 自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車		○ 緑地に白文字
	○ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であるレンタカー	○ 1、10～19、100～199、4、40～49、400～499、6、60～69、600～699	○ 白地に緑文字であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○ 乗車定員が11人以上の自家用自動車(いわゆる自家用のバスなど)	○ 2、20～29、200～299、8、80～89、800～899	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン以上の自家用自動車(いわゆる自家用の大型貨物自動車など)	○ 1、10～19、100～199、8、80～89、800～899、9、90～99、900～999、0、00～09、000～099	○ 白地に緑文字

2 日常点検の実施の方法

日常点検は、ユーザーの皆さんが、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。この点検は、ユーザーの皆さん自身が運転席にすわったり、エンジン・ルームをのぞいたり、また、自動車の周りを回りながら自動車の状態をみることによって容易に実施可能なものを中心としています。

「自家用乗用など」に分類される自動車のユーザーの皆さんは、走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、例えば、行楽や帰省などの高速道路を利用した長距離走行の前や、洗車・給油を行うときなどを一つの目安に実施することが必要です。なお、全ての点検項目をまとめて実施する必要はありません。タイヤの点検などは機会あるごとに行うのがよく、使用期間の長いバッテリーなども注意を払うのがよいでしょう。

また、「自家用貨物車など」と「事業用など」に分類される自動車については、一日一回、その運行の前に実施することが必要です。『これは大型トラックやバス、タクシーなどの自動車は、多くの人や物を運搬し、公共性が高いことなどから、より確実な点検を実施していただくためのものです。』特に安全上、重要な装置であるタイヤ、ブレーキ等に関しては、大型車を対象として、機構に応じたより丁寧な点検を適切な時期に実施することが必要です。

ここでは、以上の点を踏まえて標準的な点検の実施の方法について説明しています。
日常点検の実施方法

点 検 箇 所	点検項目	点 検 の 実 施 の 方 法
運行中の異状箇所	当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運 転 席 で の	ブレーキ・ペダル 踏みしろ、ブレーキのきき	○ エンジンのかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。

点 検	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインド・ウォッシャ	※噴射状態	○ ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であることを点検します。	
エ ン ジ ン ・ ル ー ム の 点 検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※液量	○ ウインド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。
	バッテリー	※液量	○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
車 の 周 り か ら の	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。
	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。
の	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
		□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。

点 検		<ul style="list-style-type: none"> ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 (タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましい)とされています。)、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトナー・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウトナー・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトナー・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。)
	亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
	異状な摩耗	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
	※溝の深さ	○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水 ○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
◎(ブレーキ・ペダル)	※(踏みしろ、ブレーキのきき)	○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・ フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

- (注) 1 ※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
- 2 ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。
- 3 △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。
- 4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。
- 3 定期点検の実施の方法
定期点検は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を定めたものです。「自家用乗用など」に分類される自動車には、1年点検と2年点検の2種類があります。「自家用貨物など」に分類される自動車には、6月点検と12月点検の2種類があります。また、「事業用など」に分類される自動車には、3月点検と12月点検の2種類があります。ここでは、標準的な点検の実施の方法を説明しています。
なお、特種な構造・装置の自動車や、走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合(いわゆるシビアコンディション)には、表に示されていない点検(メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として行う点検)が必要となります。
点検の際に、特に注意を要する事項は、次のとおりです。
- ① 安全な場所を選ぶ。
 - ② ユーザー自身が定期点検のうちの一部を行おうとする場合には、知識、技量に見合ったものを行う。
 - ③ 適切な機械・工具や測定器具を使用する。

- ④ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に点検を行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)
- (注) 1 表中「実施方法」欄で用いている用語などの意味は、次のとおりです。
「リフト・アップなどの状態で」… ジャッキ・アップしスタンドで保持することにより、又はリフトやピットなどを使用して、自動車の下部を点検しやすい状態にすることをいいます。
「目視などにより点検する」… 主として目視や手により点検することをいいます。
「スパナなどにより点検する」… スパナ、レンチ、点検ハンマなどの工具を使用して点検することをいいます。
「スケールなどにより点検する」… スケール、ノギス、ダイヤル・ゲージなどの測定器により、測定・点検することをいいます。
「規定・・・」… 自動車製作者の定める方法、範囲又は値などをいいます。
「< >」… 点検の対象となる構造・装置などを示します。
- 2 「四輪自動車など」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、「自家用乗用など」については年間当たり5,000km(2年点検の対象の場合は2年間で10,000km)に満たない場合、「自家用貨物など」と「事業用など」については3月当たり2,000km、(点検項目が6月点検の対象の場合は6月で4,000km、12月点検の対象の場合は年間で8,000km)に満たない場合には省略することができますが、2回連続して省略することはできません。
- 3 「二輪自動車」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、年間当たり1,500kmに満たない場合には省略することができますが、2回連続して省略することはできません。
- 4 「四輪自動車など」の表中「点検項目」欄で、※印を付した点検項目については、バス、タクシー、乗用のレンタカーなどについて行ってください。

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
かじ取り装置	ハンドル	2年	12月	12月	12月		○ 次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られないか。 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたとき、がたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	ギヤ・ボックス				12月		○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。
ステアリング	取付けの緩み	2年距離	12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ロッド、アーム類(ステアリング)	2年距離	12月	12月	3月距離		○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 連結部にがたがないか。 取付部に緩みがないか。 曲がりや損傷がないか。 割ピンが欠損していないか。
	ボール・ジョイントのダスト	2年	12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検しま

		ト・ブの 亀裂傷						す。
	ナックル	連結部の		12月	12月	3月 距離		○ リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、キング・ピン又ははボルトにがたがないかを点検します。
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	2年 距離	12月		12月		○ ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キヤスタ・キング・ピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キヤスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検します。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。）
	パワー ステア リング 装置	ベルトの 緩み と 損傷	1年	6月	6月	3月		○ 定められたプーリ間のベルト中央部を手（約10kg）で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
		オイル 漏れ、 オイル 量	2年	12月	12月	3月 距離		○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 ・ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 ○ アイドリング状態でハンドルを数回据え切りをして油温を上げた後、リザーバ・タンクのオイル量を点検します。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあります。）
		取付け の 緩み	2年 距離	12月	12月	12月		○ リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を行います。 ・ オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 ・ ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
制 動 装 置 （ ブ レ ー キ ）	ブレーキ・ペダル	遊び、 踏み込 んだと 床の間 き板の とき	1年	6月	12月	3月		○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ・ペダルを踏んで抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのスキ間が規定の範囲にあたるかを確認する。また、踏みがなごたえがないかを点検します。
		ブレーキ の 効 合 具	1年	6月	12月	3月 3月		○ 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏んだとき、踏力に ・ 応じた制動力が得られ、進行方向に ・ 止まることのできるかを 点検します。 ○ ブレーキ・テストで点検する場合 は、左右前後輪の制動力の総和及び 左右差が規定値にあるかを点検 します。

駐車ブレーキ機構	引きしろ(踏みしろ)	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。
	ブレーキの効き具合	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検します。 ○ ブレーキ・テストで点検する場合、制動力が規定値以上あるかを点検します。ただし、トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(又はテストポジション)まで引き点検します。
ホース及びパイプ	漏れ、及び損傷状態	1年	6月	6月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ及びホースが車体など他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検します。 ・ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ 接続部及びクランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検します。 ○ エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース及びパイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検し、又はエンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。
リザーバ・タンク	ブレーキ液の量		12月	12月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 ○ リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク	液漏れ	1年					<ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダのブーツ周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホ

<p>パ</p>	<p>機能、 摩耗、 損傷</p>	<p>2年</p>	<p>12月</p>	<p>12月</p>	<p>12月</p>	<p>イールを取り外し、ディスク・キャリパの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>(摩耗、損傷の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 必要がある場合には、マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパを分解し、シリンダ、ピストン、ピストン・カップ、ピストン・シール、チェック・バルブ、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食、劣化がないかを目視などにより点検します。 <p>(機能の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間及びブレーキのきき具合に異状がないことを確認します。
<p>ブレーキ・チャンバ</p>	<p>ロッドのストローク</p>				<p>3月</p>	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
	<p>機能</p>				<p>12月</p>	<p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検します。 ○ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、ヤフ、スプリング、ゴム部品などにより点検します。
<p>ブレーキ・バルブ、クイック・リリースバルブ、リレーバルブ</p>	<p>機能</p>		<p>12月</p>	<p>12月</p>	<p>12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ブレーキバルブ、クイック・リリースバルブ及びリレーバルブからエア漏れがないかを音により点検します。また、ペダルの戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検します。 ○ ブレーキ・バルブにあっては、必要がある場合に次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーキ・バルブのエアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であることを点検します。 ・ 圧力計を用いない場合には、点検箇所を分解して、バルブ・スプリング、バルブ・スプリング、ゴム

センタードラム、ニ	ドラム取付の緩み		12月	12月	3月		○ リフト・アップなどの状態で、セル ンタ・ブレーキ・ドラムの状態を点検し トに緩みがないかを点検します。
	ドラムライグのすき間		12月	12月	3月		○ リフト・アップなどの状態で、パ ーキング・ブレーキ・レバーを安定さ 操作し、ブレーキ・シューをはき、シ 操作後、点検孔のありもは、シッ クネ・ゲージにより、また、点 孔のないものは、アジャスタ 、すき間を点検します。
	ライニングの摩耗		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、セ ンタ・ブレーキ・ドラムを取り外し ライニングに異状な摩耗や損傷、 剥離がないかを目視などにより点 検します。 (ドラムとライニングとのすき間に異 状がなければ、この点検を省略でき ます。)
	ドラムの摩耗と損傷		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、セ ンタ・ブレーキ・ドラムを取り外し 、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷 、などがなければ、目視などにより点 検します。 (ドラムとライニングとのすき間に異 状がなければ、この点検を省略でき ます。)
二重安全ブレーキ機構	機能		12月	12月	12月		<油圧式二重安全ブレーキ機構(セフテ ィ・シリンダ式)> ○ フロント・ホイール・シリンダの エア・ブリーダを緩めた状態とリヤ ・ホイール・シリンダのエア・ブリー ーダを緩めた状態のそれぞれにおい て、ブレーキ・ペダルを反復して踏 み込んだとき、ブレーキ・ペダルと 床板とのすき間があるかを点検しま す。
走行装置	ホイールの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離	○ リフト・アップなどの状態で、次 の点検を行います。 ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気 圧が規定値である場合は点検しま す。必要がない場合は点検しま す。 ・ タイヤの全周にわたって、亀裂や 損傷がないか、釘、石、及びその りし物が刺さったり、かみ込んだ どの異常な摩耗がないかを目視 る。 ・ タイヤの接地面に設けられた ウエアー・インジケータ(スリッ プ・サイン)の表示により点検す るか、またはタイヤの接地面全 にわたって溝の深さが規定値 以上ないかを点検します。
	ホイールナット及びホイールボルトの緩み	1年距離	6月	6月	3月	3月	○ ホイール・ナット、ホイール・ボ ルトに緩みがないかをホイール・ナ ット・レンチにより点検しま す。 ○ 大型車にあっては次の点検を行 います。 ・ J I S方式のシングル・タイヤ 及びI S O方式のタイヤの場合 、トルク・レンチを用いるなど 、よりホイール・ナットを規定 より締め付けます。 ・ J I S方式のダブル・タイヤの

						<p>け圧う付なま 付気よ締るけ め空いない付 締縮ない用め で圧ぎ終を締 チ、す最チで ン間め、ンク レ時締いレク ト付、払・ト ト締しをク定 す。ク、意注ル規 まは留注トリ し場合に分、よ 換る等にけど ○ Jは、でてを後、ナ ○ 合は、でてを後、ナ ○ 合は、でてを後、ナ</p>
リム、ドン及びグデイクイの損傷				12月	12月	<p>○ リム、グデイクイの損傷 ○ リム、グデイクイの損傷</p>
フロント・ホルアイベリグの	2年距離	12月	12月	3月距離		<p>○ フロント・ホルアイベリグの ○ フロント・ホルアイベリグの</p>
リヤ・ホルアイベリグの	2年距離	12月	12月	12月		<p>○ リヤ・ホルアイベリグの ○ リヤ・ホルアイベリグの</p>

								<ul style="list-style-type: none"> サスペンション各部に損傷がないか、また、ボールジョイントのダストブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。
エア・サクション	エア漏れ				3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> エンジンを始動させ、タンク内圧が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計による空気圧の保力停止状態からエア漏れがないかを点検します。 リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水を塗って、エア漏れがないかを点検します。 	
	ベローズの損傷				3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検します。 	
	取付部連及び結部の並み損傷				3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 取付部及び連結部に損傷がないかを目視などにより点検します。 	
	レベリング・バルブの機能				12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検します。(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) 	
ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	2年	12月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 取付部に損傷がないか。 	
動力伝達装置	クラッチの遊び、切れ板のとき	1年	6月	6月	3月		<ul style="list-style-type: none"> クラッチ・ペダルを手で抵抗を感知するまで押し、遊量の規定より点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型のは、エンジン停止してクラッチ・ペダルを数回踏み込んで点検します。 リリース・フォーク先端を手で動かす、リリース・フォーク先端の遊量の量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。(無調整式リリース・シリンダの場合は点検は不要です。) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらにブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつかなくなる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 	
	作用		6月	6月	3月		<ul style="list-style-type: none"> アイドリング状態でクラッチ・ペ 	

							<p>ダルを踏み込んだとき、音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。</p> <p>○ クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。</p>
	液量		12月	12月	3月		<p>○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。</p>
トランスミッション・トランスファー	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離		<p>(オイル漏れの点検)</p> <p><M/T車></p> <p>○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p><A/T車></p> <p>○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。</p> <p>(オイル量の点検)</p> <p><M/T車></p> <p>○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p> <p><A/T車></p> <p>○ 水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジン暖機し、アイドル状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻ります。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検します。</p> <p>○ レンジ操作の際、シフト・レバーに異常な重さやたががなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。</p>
プロペラシャフト・ドライブシャフト	連結部の緩み	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離		<p>○ リフト・アップなどの状態で、プロペラシャフトのジョイント・ブッシュ・センターベアリング・ブッシュ、取付ボルトに緩みがないかを点検します。</p> <p>○ リフト・アップなどの状態で、ドライブシャフトの取付ナットに緩みがないかを点検します。</p>
	継手部(ユニバーサルジョイント)の亀裂と損傷	2年	12月	12月	12月		<p>○ リフト・アップなどの状態で、ユニバーサルジョイントのグリスが不足していないかを目視などにより点検します。</p>

		継手部 のがた		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を行います。 ・ 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検します。 ・ 上下、左右に動かすことで、主に自在継手の摩耗などによるがたがないかを点検します。
		センタ ・ベア リング のがた		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検します。
	デファ レンシ ヤル	オイル 漏れ、 オイル 量	2年 距離	6月 距離	6月 距離	3月 距離		○ リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、フイラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。 (オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)
電 気 装 置	点火装 置	点火プ ラグ（ スパ ーク・ プラグ） の状態	1年 距離	6月 距離	6月 距離	3月 距離		○ スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を行います。 ・ 電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・ 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
		点火時 期	1年	6月	6月	3月		○ エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検します。
		ディ スト リビ ュー タの キャ ップ の 状態	1年	12月	12月	12月		○ ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・ キャップ及びロータの汚れがないか。 ・ ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがないか。 ・ キャップ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 ・ キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがないか。
	バッテ リ	ターミ ナル 部の 接続 状態	1年	12月	12月	3月		○ ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
	電気配 線	接続部 の緩み 及び 損傷	2年	12月	12月	3月	3月	○ エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を行います。 ・ 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 ・ 電気配線に損傷がないか、かつ、クランプに緩みがないかを目視などにより点検します。

							<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気が配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検します。 ○ 必要に応じて、配線にシヤシヤした音がしないかを点検します。
原動機 (エンジン)	本体	低速と加速の状態		12月	12月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転数を確認し、規定の範囲にあるかを確認します。 ○ エンジンがアイドリング時に、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを確認します。 ○ エンジンがアイドリング時に、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを確認します。
		排気の状態	1年	6月	6月	3月	<p><ガソリン車、LPG車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを十分に暖機させた状態で、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを確認し、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。 また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検します。 <p><ディーゼル車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
		エア・クリーナ・エレメントの状態	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検します。
		エア・クリーナの油の汚れと量			6月		<ul style="list-style-type: none"> ○ エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検します。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
		シリンダ・ヘッドとマニホールド各部の締付状態				12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかを確認し、トルクレンチなどにより点検します。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要です。)
	潤滑装置	オイル漏れ	1年	6月	6月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 ・ オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
	燃料装置	燃料漏れ	2年	12月	12月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ フェューエル・タンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キヤブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 ・ フェューエル・ホース及びパイプに亀裂及び損傷がないか。

	の取付 けの緩 みと損 傷						<ul style="list-style-type: none"> 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検します。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できます。) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検します。
	二次空 気供給 装置の 機能	2年	12月	12月	12月		<ul style="list-style-type: none"> 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	排気ガ ス再循 環装置 の機能	2年	12月	12月	12月		<ul style="list-style-type: none"> エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	減速時 排気減 少装置 の機能	2年	12月	12月	12月		<ul style="list-style-type: none"> ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	配管の 損傷と 取付状 態	2年	12月	12月	12月		<ul style="list-style-type: none"> ホース及びパイプに損傷、外れなどがいないかを目視などにより点検します。
警音器(ホ ーン)、窓 拭器(ワイ パー)、洗 浄液噴射 装置(ウイ ンド・ウ ォッシャ)、デフロ スタ、施 錠装置(ス テアリン グ・ロッ ク)	作用		12月	12月	12月		<p>(ホーンの点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検します。 (ワイパー及びウインド・ウォッシャの点検) 次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 ワイパーの払拭状態が不良でないか。 <p>(デフロスタの点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検します。 (ステアリング・ロックの点検) エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検します。
エグゾ ースト・ パイプ とマフ ラ	取付け の緩 みと損 傷	1年 距離	12月 距離	12月 距離	3月 距離		<ul style="list-style-type: none"> リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検します。 エグゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。

							<ul style="list-style-type: none"> ・ ラバ取付状態を点検し、劣化や損傷、エグゼクター板に損傷や腐食がないかを点検します。 ・ エグゼクターの一部分とパイプ及びマフラーが他の部分と接触のおそれがないかを点検します。 ・ エンジン始動後、接続部などを点検し、排気ガスの漏れがないかを点検します。
	マフラーの機能	2年	12月	12月	12月		○ エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検します。
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		6月	6月	3月	3月	○ エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータとアンローダ・バルブの機能		12月	12月	12月		<p>(エア・コンプレッサの点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検します。 <p>(プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検します。
高圧ガス燃料装置	導管、継手部の漏れ損傷					3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベーパライザ、導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器取付部の緩みと損傷					12月	○ ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどで点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
車枠(フレーム)、車体(ボディー)	非常口の扉の機能					3月	○ 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検します。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検します。
	緩み及び損傷	2年	12月	12月	3月	3月	<p><乗用車など></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバーなど、ボルト・ナットに緩みがないかを点検します。また、損傷がないかを点検します。 ○ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 <p><貨物車など></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバー及びボルト・ナットに緩みがないかを点検します。また、損傷がないかを点検します。 ○ チルト式キャブにあっては、キャブ

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年ごと)	点検の実施方法
かじ取り装置 (ハンドル、フロント、フォーク)	ハンドル	操作具合	2年 ○ フロント・ホイールを浮かせて、手でハンドルを左右に動かして、左右の動きがスムーズであるかを点検します。 ○ ハンドルに対して前輪の曲がり(ひねり)がないかを目視などにより点検します。 ○ 走行して、ハンドルが異状に振れたり、取られないか、また、操作が異常に重くないかを点検します。
	フロント・フォーク	損傷	2年 ○ フロント・フォークに損傷及び曲がりなどがないかを目視により点検します。 ○ フロント・フォークを上下に作動させて、フロント・フォークに異音、油漏れなどがないかを点検します。
		ステアリング・システムの取付状態	2年 ○ ステアリング・システムの締付ボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
		ステアリング・システムの軸受部のがた	1年 ○ ホイールを浮かした状態で、手でフロント・フォークの下部を前後に動かし、軸受部のがたがないかを点検し、又はフロント・ブレーキを作動させた状態で、ハンドルを前後、上下に動かして、軸受部のがたがないかを点検します。 ○ 必要がある場合には、ステアリング・システムを取り外し、摩耗、亀裂、曲がりなどがないかを目視などにより点検します。
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	遊び	1年 ○ ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。なお、ペダルの下に床板を有するものにあってもペダルの遊びを点検します。 ○ ブレーキ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ 油圧式のものについては、ブレーキ・レバーの引き具合により、又はペダルの踏みごたえにより、エアが混入していないかを点検します。
		ブレーキの効き具合	1年 ○ 乾燥した路面を走行して、フロント・ブレーキ及びリヤ・ブレーキを別々に作動させ、効き具合が十分であることを点検し、又はブレーキ・テストを用いて、制動力が規定値以上であることを点検します。
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	1年 ○ ブレーキを作動させ、ロッド及びケーブル類に損傷、曲がりなどがないか、取付部及び連結部に緩み、がた及び損傷がないかをスパナなどにより点検します。 ○ ブレーキを作動させたとき、異常に重くないかを点検します。また、割ピン類に欠損がないかを目視などにより点検します。
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	1年 ○ ブレーキを作動させ、ホース、パイプ及び接続部からブレーキ液の漏れがないかを点検します。 ○ ホース、パイプ及び接続部に劣化、損傷などがないかを点検します。また、結合部及びクランプに緩みがないか、ハンドルを左右に切ったとき又は走行中の振動によりホース及びパイプが他の機構部分に干渉しないかを点検します。
	マスタ・シリ	機能、摩耗及び損	2年 ○ ブレーキを作動させ、マスタ・シリンダ及び

	シリンダ、ホイール ディスク 及びキャリパ	傷		<ul style="list-style-type: none"> ○ ディスク・キャリパ及びホイール・シリンダの周辺から液漏れがないかを点検します。 ○ ディスク・キャリパ及びホイール・シリンダの周辺から液漏れがないかを点検します。
		液漏れ	1年	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1年距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキを数回作動させて、シューを安定させた後、ホイールを浮かせて手で回したとき、引きずりが発生しないかを点検します。
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	1年距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗を点検し、規定値を超えていないかを点検します。 ○ ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗を点検し、規定値を超えていないかを点検します。
		ドラムの摩耗及び損傷	2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ドラムの外観に損傷がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ドラムの外観に損傷がないかを点検します。
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	1年距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキを数回作動させてパッドを安定させた後、ホイールを浮かせて手で回し、ブレーキの引きずりが発生しないかを点検します。
		パッドの摩耗	1年距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリパ・ボディの点検孔からウェア・インジケータ（摩耗限度ライン）によりパッドの厚みを点検します。
		ディスクの摩耗及び損傷	2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ ディスクに摩耗及び損傷がないかを点検します。
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。 ○ タイヤの全周にわたり、亀裂及び損傷がないかを点検します。 ○ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップサイン）の表示が全周にわたって確認できるかを点検します。

	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年	○ アクスル・シャフトとアクスル・ホルダの締付ナット及びボルトに緩みがないかを点検します。	
	フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年距離	○ フロント・フォークを動かさないようにして、タイヤの両端に手をかけて動かし、フロント・ホイール・ベアリングに浮かせないかを点検します。また、ホイールを浮かせないかを点検します。	
	リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1年距離	○ タイヤの両端に手をかけて動かし、リヤ・ホイール・ベアリングに浮かせないかを点検します。また、ホイールを浮かせないかを点検します。	
緩衝装置	サスペンション・アーム（スイング・アーム）	2年	○ スイング・アーム、リンクなどの連結部に、がたりがないかを手で揺するなどして目視などに点検します。 ○ スイング・アームに損傷などがないかを目視などに点検します。また、スイング・アームの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ ボトム・リンク式のフロント・フォークを採用している場合は、フォーク・ロッカ・アームの連結部がたがないかを手で揺するなどして点検します。また、フォーク・ロッカ・アームの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。	
	ショック・アブソーバ	2年	○ フロント・フォーク及びリヤ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないかを目視などにより点検します。	
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	1年	○ クラッチ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	2年	○ アイドリング状態で、クラッチ・レバーを一杯に引いたときに異音がないか及び異常に重く引かないかを点検します。また、変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○ クラッチ・レバーを徐々に離して発進したとき、滑りがなく、かつ、接続がスムーズであるかを点検します。 ○ 自動クラッチにあっては、走行するなどして接続が滑らかであるかを点検します。
	トランスミッション	油漏れ及び油量	1年距離	○ トランスミッション周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 車両を水平な状態にして、エンジンを停止させ、数分後に油量が規定の範囲にあるかをオイル・レベル・ゲージなどにより点検します。
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	継手部のがた	2年	○ エンジンを止めた状態で、リヤ・ホイールを浮かせて1速の位置に変速した後、ホイールを手で回したとき、異状がないかを点検します。 ○ ブーツに亀裂及び損傷がないか目視などにより点検します。
	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	1年	○ リヤ・ホイールを浮かせて、ホイールを低速で回しながらチェーンの緩みがないかを点検します。また、チェーンのさび付き、給油脂状態を目視などにより点検します。 ○ スプロケット間のチェーンの中央部を上下に動かし、チェーンのたわみが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
	スプロケットの取	1年	○ スプロケットの取付ナット及びボルトに緩み	

		付状態及び摩耗		がないかをスパナなどにより点検します。 ○ スプロケットに摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検します。
	ドライブ・ベルト	摩耗及び損傷	1年距離	○ アイドリング又は空ぶかしの状態で異音がないかを点検します。 ○ 走行して、変速が円滑にできるかを点検します。
電 気 装 置	点火装置	点火プラグ（スパーク・プラグ）の状態	1年距離	○ スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を行います。 ・ 電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか並びに絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・ 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
		点火時期	1年	○ エンジン暖機後、アイドリング状態でタイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかを規定の合わせマークを見て点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	1年	○ ターミナル部に、緩み及び腐食がないかを目視などにより点検します。
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	2年	○ 電気配線の接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 ○ ハンドルを動かしたときにフレームとフロント・フォークとの間にかみ込みがないかを目視などにより点検します。 ○ 電気配線に損傷がないか及びクランプに緩みがないかを目視などにより点検します。
原 動 機 （ エ ン ジ ン ）	本体	低速及び加速の状態	1年	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、スロットル・グリップに引っ掛かりがないか、かつ、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の状態	1年	○ エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○ 排気ガスの色が白煙及び黒煙でないかを目視などにより点検します。 ○ 以下の項目に異状がないことを確認するか、又はアイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検します。 確認項目 ・ エンジンオイルの汚れ及び量 ・ スロットル・バルブ及びチョークバルブの作動 ・ 燃料装置のリンク機構の状態 ・ エグゾースト・パイプ、マフラの緩み及び損傷 ・ 原動機のかかり具合及び異音 ・ キャブレータの同調 ・ 原動機本体の弁すき間 ・ 低速及び加速の状態 ・ 点火時期 ・ ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 ・ 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態 ・ 一酸化炭素等発散防止装置の二次空気供給装置の機能 ・ マフラの機能

	エア・クリーナ・エレメントの状態	1年 距離	○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検します。	
	潤滑装置	油漏れ	1年	○ シリンダ、クランク・ケース、オイル・パイプ、オイル・ホースなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 2サイクル・エンジンにあっては、オイル・ポンプの取付部、オイル・タンクなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。
	燃料装置	燃料漏れ	1年	○ フューエル・タンク、フューエル・コック、ホース、パイプ及びキャブレタなどから燃料漏れがないかを、フューエル・コックのすべての切替位置で目視などにより点検します。 ○ フューエル・ホース及びパイプに損傷及び劣化がないかを目視などにより点検します。
		リンク機構の状態	1年	○ リンク機構がスムーズに動くかをスロットル・グリップの操作により点検します。
		スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	1年	○ スロットル・バルブ及びチョーク・バルブがスムーズに動くかをスロットル・グリップ、チョーク・レバーなどを操作して点検します。
	冷却装置	水漏れ	1年	○ アイドリング状態又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ ラジエータ・ホースに損傷及び劣化がないか、かつ、ホースのクランプ類に緩みがないかを目視などにより点検します。
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置	配管の損傷	2年	○ 目視などにより、次の点検を行います。 ・ ホース、パイプなどの配管に劣化及び損傷がないか。 ・ クランプの取付状態に異状がないか。
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
		配管の損傷及び取付状態	2年	○ ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検します。
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	1年	○ エグゾースト・パイプとマフラの接続部及び取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ 損傷、排気ガスの漏れ及び他の部分との接触のおそれがないかを目視などにより点検します。	
	マフラの機能	2年	○ エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。	
フレーム	緩み及び損傷	1年	○ フレームなどのボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレームなどに損傷などがないかを目視などにより点検します。	
その他	シャシ各部の給油	1年	○ シャシ各部の給油脂状態が十分であるかを目	

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

整備の際に、特に注意を要する事項は、次のとおりです。

- ① 安全な場所を選ぶ。
- ② ユーザー自身が整備を行おうとする場合は、知識、技量の範囲内で行う。
- ③ 適切な工具を使用する。
- ④ エンジンは停止状態で行う。
- ⑤ 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、車輪に輪止めをかけるなどして、車両を動かさないようにして行う。
- ⑥ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)
- ⑦ 廃棄部品や油脂液類は、環境に悪影響を与えないよう適切に処理を行う。

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ液の補給	<ol style="list-style-type: none"> (1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。 (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。 (2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。 (3) ブレーキ液を補給するときは、こぼさないようにしてください。車体にこぼしたときは、拭き取ってください。 (4) 補給はエンジンが冷えてから行ってください。エンジン温度が高いときに、排気系統へブレーキ液が付くと発煙する危険があります。 (5) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。 (ブレーキ液の規格は、リザーバ・タンクのキャップの上面などに表示してあります。) 異質のものを混用すると、性能が低下したり、ホースなどのゴム部品の損傷を早めるおそれがあります。 (6) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキシステムの液漏れが考えられます。
走行装置	タイヤの交換	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工具、ジャッキ及びスペア・タイヤを取り出します。 (2) 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、交換するタイヤとの対角線のタイヤ(例：右後輪を交換する場合は左前輪)の前後に輪止めをかけます。 (3) 交換するタイヤに近いジャッキ・ポイントにジャッキをかけます。 (4) ホイール・レンチでホイール・ナットを少し(約1回転)緩めます。 (5) タイヤが地面から少し浮くまで静かにジャッキ・アップします。 (6) ホイール・ナットを外し、タイヤを交換します。 (7) ディスク・ホイールががたつかない程度までホイール・ナットを締め付けます。このとき、ホイール・ナットの大きく斜めになっている部分(テーパ部)とディスク・ホイールのホイール・ナット当たり面が均等に密着するように締め付けます。 (8) タイヤが地面に接するまでジャッキを下げ、ホイール・ナットを対角線の順序で2、3回に分けて、徐々に締め付 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ジャッキ・アップ中は危険ですからエンジンをかけたり、車の下に潜り込んだり、のぞき込まないようにしてください。 (2) 取り出したスペア・タイヤは、ジャッキが外れたときの危険防止のため、ジャッキ近くの車体の下に置きます。 (3) 締め付けるときは、レンチを足で踏んだり、パイプなどを使用して必要以上に締め付けしないでください。 (4) 万一、パンクにより路上でタイヤを交換するときは、交通のじゃまにならず、安全に作業できる平らな地面の硬いところを選びます。 また、非常点滅表示灯や停止表示器材で後続車に注意を促し、同乗者は降ろしてください。 (5) インナー・ナット付ダブル・タイヤの場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 内側と外側のエア・バルブ位置をずらして取り付けてください。 ② 内輪を交換したときは、インナー・ナットを完全に締め付けた後、外輪を取り付けてください。 ③ 外輪だけを交換するときは、インナー・ナットが確実に締め付けられていることを確認してください。 (6) 車によっては、ホイール・ナットが、車両の右側のものは右ねじ、左側のものは左ねじになっているものがありますので、緩めたり締め付けたるときは、その方向に注意してください。

		<p>けます。最後の締め付けは確実に行ってください。 (最後の締め付け方法は、車の種類によって異なりますので、定められた方法で確実に締め付けてください。)</p> <p>(9) ジャッキを外して、工具、ジャッキ及び交換したタイヤを所定の位置に片付けます。</p> <p>(10) 交換したタイヤは早めに修理してください。</p>	<p>(7) ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。</p> <p>(8) スチール製ディスク・ホイール又はアルミ製ディスク・ホイールの取付けには、それぞれ専用のホイール・ボルト及びホイール・ナットが必要な車の種類があります。このような車両では、アルミ製ディスク・ホイールからスチール製ディスク・ホイール又はスチール製ディスク・ホイールからアルミ製ディスク・ホイールに交換する場合は、専用のホイール・ボルト及びホイール・ナットに交換してください。</p>
電気装置	バッテリー・ターミナル部の清掃	<p>(1) ターミナル部に汚れや腐食があるときは清掃します。 なお、ターミナル部が腐食して白い粉が付いているときは、ぬるま湯を湿した布で拭くとよく落ちます。</p> <p>(2) ターミナル部の腐食が著しいものは、ターミナル部を取り外し、ワイヤ・ブラシ、サンド・ペーパーで磨きます。</p> <p>(3) 清掃、締め後は、ターミナル部にグリースを薄く塗っておきます。</p>	<p>(1) バッテリーの整備を行うときは、必ずエンジンを停止させてください。</p> <p>(2) 作業中、バッテリーの＋端子が工具などによりショートすると危険ですから注意してください。</p> <p>(3) 清掃のときは、バッテリー槽内に異物が入らないように注液口のキャップを締めておいてください。</p> <p>(4) ターミナルからバッテリー端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。また、取り付ける場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください。</p> <p>(5) ターミナル部に緩みが生じないように確実に締め付けてください。</p>
	バッテリー液の補給	<p>(1) バッテリー液が不足している場合は、キャップを外し、各槽とも上限(UPPER—LEVEL)まで精製水を補給します。</p> <p>(2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。</p>	<p>バッテリー液は、腐食性が大きく皮膚炎を起こしたり、金属を腐食させるなど非常に危険なので、人体、衣服、車体などに付着しないよう取扱いには十分注意してください。 (メンテナンス・フリー・バッテリー(密封型)の場合は、バッテリーにはってある注意書きに従ってください。)</p>
	ヒューズの交換 ○ 灯火装置(前照灯、制動灯など) ○ 方向指示器 ○ 窓拭器(ワイパー) ○ 洗浄液噴射装置(ウインドウォッシャー)など	<p>(1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から、点検すべきヒューズをヒューズ・ボックスの表示に従い確認し、ヒューズが切れていないかを点検します。</p> <p>(2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの表示に従い、指定されている容量のヒューズと交換します。</p>	<p>(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。</p> <p>(2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合は、他の原因が考えられます。</p>
原動機(エンジン)	エア・クリーナー・エレメントの清掃、交換	<p>(1) クリップ、ナットなどの締め付け金具を外し、カバーを取り外します。</p> <p>(2) 乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙を傷つけないよう軽くたたか、又はエレメントの内側から圧縮空気を吹きつけ、塵などを吹き飛ばしてください。</p>	<p>(1) カバーを取り外したとき、ナットをキャブレター内などに落としたりしないようにしてください。</p> <p>(2) 取り外したカバー、ナットをエンジン・ルーム内に置いたままでエンジンをかけると、けがをしたり部品が破損するおそれがあります。</p>

	<p>なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃すると目詰まりを引き起こすおそれがあるので清掃しないでください。</p> <p>(3) エレメントを交換する際は、エレメントの取付方向、カバーの取付方向が定められているものは、その方法に従ってください。</p> <p>(4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締付金具を確実に締め付けます。</p>	
エンジン・オイルの補給	<p>(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。</p> <p>(2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをオイル・レベル・ゲージで確認します。</p> <p>(3) オイル・フィラ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 作業は平坦な場所で行います。</p> <p>(2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> <p>(3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。</p> <p>(4) オイルの量は規定の範囲の上限(MAX)を超えないようにしてください。</p> <p>(5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。</p>
ジーゼル車の燃料フィルタの水抜き	<p>燃料フィルタ又は水分離器の底に水がたまった場合には、下に受け皿を置き、水抜き用プラグを緩めて排水します。</p> <p>なお、プライミング(手動)ポンプを操作して燃料を送ると早く排水できます。</p>	<p>周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。</p>
ジーゼル車の燃料系統のエア抜き	<p>(1) 燃料フィルタ又は噴射ポンプのエア・プラグをスパナなどの工具により緩めます。</p> <p>(2) エア・プラグから出る燃料中の気泡がなくなるまでプライミング・ポンプを操作し、混入したエアを抜きます。</p> <p>なお、燃料系統にエアが入ると、エンジンが始動しにくくなります。</p> <p>(3) エア抜き後は、プライミング・ポンプとエア・プラグを固定します。</p>	<p>(1) エア・プラグ、燃料フィルタなどから燃料漏れがないかを確認します。</p> <p>(2) 周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。</p>
冷却水の補給	<p>(リザーバ・タンク付きの車両)</p> <p>(1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限(FULL)まで冷却水を補給します。</p> <p>(2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。</p> <p>ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。</p> <p>(3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(リザーバ・タンクなしの車両)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。</p> <p>(2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 冷却水は上限(FULL)を超えて入れないでください。</p> <p>冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。</p> <p>(2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。</p>
冷却水の交換	<p>(冷却水の抜き方)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。</p> <p>(2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。</p> <p>(冷却水の入れ方)</p> <p>(1) ラジエータのドレン・プラ</p>	<p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。</p> <p>(2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p>

		<p>グを確実に締め付けます。</p> <p>(2) 室内のヒータの温度調整レバーを「HOT」の位置にします。</p> <p>(3) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限(FULL)まで入れます。 また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。</p> <p>(4) 補給後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(5) エンジンを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。</p> <p>(6) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>													
その他	<p>洗淨液噴射装置の洗淨液(ウィンド・ウォッシュ液)の補給</p>	<p>ウィンド・ウォッシュ液の原液の希釈割合は気温によって異なるので、次の割合を参考にして希釈した洗淨液をタンクに補給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用地域・季節</th> <th>希 釈 合</th> <th>凍 結 温 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>原液 1 に水 2</td> <td>-10℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>寒冷地の 冬季</td> <td>原液 1 に水 1</td> <td>-20℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>極寒冷地 の冬季</td> <td>原液の まま</td> <td>-50℃ 程度</td> </tr> </tbody> </table>	使用地域・季節	希 釈 合	凍 結 温 度	通常	原液 1 に水 2	-10℃ 程度	寒冷地の 冬季	原液 1 に水 1	-20℃ 程度	極寒冷地 の冬季	原液の まま	-50℃ 程度	<p>タンクが空のままウィンド・ウォッシュ液を使用すると、モーターが破損することがあります。</p>
使用地域・季節	希 釈 合	凍 結 温 度													
通常	原液 1 に水 2	-10℃ 程度													
寒冷地の 冬季	原液 1 に水 1	-20℃ 程度													
極寒冷地 の冬季	原液の まま	-50℃ 程度													
	<p>窓拭器(ワイパー)のブレードの交換</p>	<p>ワイパーのアームを起し、ブレード取付部を外してブレードを交換します。</p>	<p>(1) 車の種類により左右のブレードの長さが異なる場合がありますので、取り外す前に長さを確認しておいてください。</p> <p>(2) 収納型ワイパー(コンシールド・タイプ)の場合は、ワイパーを作動させ、アームが上方に向いたときエンジン・スイッチを切り、作動を停止させてから作業します。 なお、アームを起したまま作動させると車体に傷を付けることがあります。</p> <p>(3) ブレードを取り外したとき、アームを倒すとガラスに傷を付けることがあります。</p>												

(2) 二輪自動車

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置(ブレーキ)	ブレーキ液の補給	<p>(1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。</p> <p>(2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。</p>	<p>(1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。</p> <p>(2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。</p> <p>(3) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。異質のものを混用すると性能が低下することがあります。</p> <p>(4) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキシステムの液漏れが考えられます。</p>
	フロント・ブレー	<p>(1) ブレーキ・ケーブルのブレーキ・レバー側又はブレーキ</p>	

	キ・レバー、リヤキ・ブレーキの遊びの調整(ディスク・ブレーキを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル側のアジャスタにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、ブレーキ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します。 (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者が指定する方法により確認してください。 	
	リヤ・ブレーキ・ペダルの遊びの調整(ディスク・ブレーキを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ブレーキ・パネル部のアジャスタにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します。 (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者が指定する方法により確認してください。 	
緩衝装置	リヤ・ショック・アブソバの調整	スプリングの強弱をアジャスタにより調整します。	アジャスタによる調整は、左右の不揃いがないよう位置又は数字などを合わせて行ってください。
動力伝達装置	クラッチ・レバーの遊びの調整(油圧式を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) クラッチ・ケーブルのクラッチ・レバー側又はクラッチ側のアジャスタにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、クラッチ・レバーを手で抵抗を感じる位置まで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します。 (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者が指定する方法により点検してください。 	
電気装置	バッテリー・ターミナル部の清掃	<ul style="list-style-type: none"> (1) ターミナル部に汚れや腐食があるときは清掃します。 なお、ターミナル部が腐食して白い粉が付いているときは、ぬるま湯を湿した布で拭くとよく落ちます。 (2) ターミナル部の腐食が著しいものは、ターミナル部を取り外し、ワイヤ・ブラシ、サンド・ペーパーで磨きます。 (3) 清掃、締付後は、ターミナル部にグリースを薄く塗っておきます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) バッテリーの整備を行うときは、必ずエンジンを停止させてください。 (2) 作業中、バッテリーの＋端子が工具などによりショートすると危険ですから注意してください。 (3) 清掃のときは、バッテリー槽内に異物が入らないように注液口のキャップを締めつけておいてください。 (4) ターミナルからバッテリー端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。 また、取り付ける場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください。 (5) ターミナル部に緩みが生じないように確実に締め付けてください。
	バッテリー液の補給	<ul style="list-style-type: none"> (1) バッテリー液が不足している場合は、キャップを外し、各槽とも上限(UPPER—LEVEL)まで精製水を補給します。 (2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。 	バッテリー液は、腐食性が大きく皮膚炎を起こしたり、金属を腐食させるなど非常に危険なので、人体、衣服、車体などに付着しないよう取扱いには十分注意してください。(メンテナンス・フリー・バッテリー(密封型)の場合は、バッテリーにはってある注意書きに従ってください。)
	ヒューズの交換 ○ 灯火	<ul style="list-style-type: none"> (1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から、点検すべきヒューズをヒューズ・ボックス 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。

	<p>装置（前照灯、制動灯など） ○ 方向指示器</p>	<p>スの表示に従い確認し、ヒューズが切れていないかを点検します。 (2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの表示に従い、指定されている容量のヒューズと交換します。</p>	<p>(2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合は、他の原因が考えられます。</p>
<p>原動機（エンジン）</p>	<p>エア・クリナー・エレメントの清掃、交換</p>	<p>(1) クリップ、ナットなどの締付金具を外し、カバーを取り外します。 (2) 湿式ウレタン・タイプの場合は、洗浄油で洗って乾燥させた後オイルに浸し、固くしぼって取り付けます。 また、乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙を傷つけないよう軽くたたか、又はエレメントの内側から圧縮空気を吹き付け、塵などを吹き飛ばしてください。 なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃すると目詰まりを引き起こすおそれがあるので清掃しないでください。 (3) エレメントを交換する際は、エレメントの取付方向、カバーの取付方向が定められているものは、その方法に従ってください。 (4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締付金具を確実に締め付けます。</p>	<p>湿式ウレタン・タイプの場合は、車両にあった品質のオイルを使用してください。</p>
	<p>エンジン・オイルの補給</p>	<p>(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。 (2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをレベル・ゲージで確認します。 (3) オイル・フィラ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 作業は平坦な場所で行います。 (2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。 (4) オイルの量は規定の範囲の上限(MAX)を超えないようにしてください。 (5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。</p>
	<p>冷却水の補給</p>	<p>(リザーバ・タンク付きの車両) (1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限(FULL)まで冷却水を補給します。 (2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。 ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。 (3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 (リザーバ・タンクなしの車両) (1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。 (2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 冷却水は上限(FULL)を超えて入れないでください。 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。 (2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。</p>
	<p>冷却水の交換</p>	<p>(冷却水の抜き方) (1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。 (2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。 (冷却水の入れ方) (1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。</p>	<p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。 (2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p>

		<p>(2) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限(FULL)まで入れます。 また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は、冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。</p> <p>(3) 給水後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(4) エンジンを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。</p> <p>(5) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	
その他	ドライブ・チェーンの給油	<p>(1) リヤ・ホイールを浮かした状態で、ホイールを手でゆっくり回しながら、チェーンやスプロケットに付着した泥、汚れをブラシなどで落とし、洗浄油で洗浄します。</p> <p>(2) 乾燥後、リヤ・ホイールを手でゆっくり回しながら給油を行います。 なお、グリス封入式ドライブ・チェーンの場合は、洗浄は行わないでください。</p>	<p>(1) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> <p>(2) オイルがチェーン各部によく行きわたるようにチェーン・ローラの両側に給油してください。</p> <p>(3) 給油後は、余分なオイルは拭き取ってください。</p>

5 その他

○点検整備記録簿

点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存して、自動車の維持管理に役立てるためのものです。

点検整備記録簿は、自動車に備え付けることになっており、その保存期間は、自家用乗用自動車などにあつては2年間、その他の自動車にあつては1年間となっています。なお、自動車の維持管理を適切に継続していくためにも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用されることが望まれます。

点検整備記録簿の記載事項と記載要領は次のとおりです。

<記載事項及び記載要領>

- (1) 「点検の年月日」 ……点検を実施した年月日を記載します。
- (2) 「点検の結果」、
「整備概要」 ……① それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして、点検の結果及び必要となった整備の概要を記載します。
② 整備の概要については、交換した主な部品(ブレーキ液、ブレーキ・ホースなど)や測定結果(ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚みなど)なども必要に応じ記載します。
③ 点検整備の際に分解を伴った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。
- (3) 「整備を完了した年月日」 ……整備を完了した年月日を記載します。
- (4) 「車台番号」、「自動車登録番号又は車両番号」 ……自動車に備え付けの自動車検査証又は軽自動車届出済証を見て記載します。
- (5) 「点検時の総走行距離」 ……積算距離計(オドメータ)を見て点検時における自動車の総走行距離の数値を記載します。
- (6) 「点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所」 ……点検又は整備を実施した者の氏名(法人は会社名)と住所を記載します。
なお、ユーザー自身が点検又は整備を実施した場合には、住所の記載は省略できます。
また、点検と整備を実施した者が異なるときは、両者を記載します。

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった。	—	レ

整備作業	交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換	×
	修理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理	△
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め	T
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
	給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	○ エンジン・オイルの補給 ○ シャン各部の給油脂	L